

わかことワカルの少年法

第7回

今月のテーマ：家裁に送られてから審判まで

久々の「わかワカ」です。「あれ？連載終了したんじゃないの？」なんて言わないで。前回（通信8月号）は、少年が家裁に送られてから審判が始まる前までに、少年はどうなっていくのかを見ました。今回は、少年法ならではの制度である家庭裁判所調査官について見てみましょう。i

ワカル：ぼく、将来家裁調査官になる！わかこちゃんが悪いことしたら、僕が担当になって救ってやるよ。

わかこ：・・・どうもありがとう！でもワカルくんが調査官になっているとき、私はもう20歳以上よ。

ワカル：・・・。調査官になるの、やめよっかな。

家庭裁判所調査官が「少年の要保護性」を調査するということは、少年が家裁に送られてからの手続きの説明のときに見ましたよね。「要保護性を調査する」とは、簡単にいうと、「この少年がどんな問題をかかえていて、どんな保護が必要かを調査する」ことです。これは、少年保護手続き全体、特に家裁の調査・審判のキーワードになります。

そして、調査官制度は、少年法の原則、理念からくる制度なので、調査官がしていることの意味を理解するためには、それを知っておくことが必要ですし、「要保護性」という考え方とも深く関連してきます。これは、あとで改めて扱うことにしましょう。

少年事件において、具体的には、調査官はどんなことをし、どんな役割を期待されているのでしょうか。今回は、家庭裁判所の調査官がどんなことをしているのかを見てみましょう。でもその前に、家庭裁判所とはどういう裁判所なのかを、まずは簡単に見てみましょうね。

<家庭裁判所とは・・・>

少年法第8条（事件の調査）

家庭裁判所は、前二条の通告又は報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。検察官、司法警察員、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様である。

家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年、保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

家庭裁判所は、5条、6条の警察官などの通告や家裁調査官などからの報告によって、この少年は審判手続にのせた方がよいなと思ったときは、その事件について調査しなくてはならない。検察官、警察官、地方自治体、または児童相談所長から、審判手続にのせた方がよい少年事件が送られてきたときも同様にその事件を調査しなくてはならない。

家庭裁判所の裁判官は、家裁調査官に命令して、少年、保護者、または参考人の取調べ、その他必要な調査をさせることができる。

裁判所の組織には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所（略して家裁）そして簡易裁判所がありますが、家裁は地裁と同格の裁判所です。各都道府県庁所在地（北海道は札幌、函館、旭川、釧路の4カ所）の合計50カ所に設けられていて、主要都市に支部が置かれています。

家庭裁判所は、「家庭に愛を、少年に光を」をモットーⁱⁱに生活に密着した仕事をしている裁判所で、離婚や相続などに関する家庭内の紛争（家事事件）や、少年の犯した非行（少年事件）など、家庭や子どもに関する問題を総合的に取り扱う裁判所です。法律のみを用いて結論を下すのではなく、家族の関係の中で起こる紛争や非行の背後にある原因を探り、どのようにすれば紛争が円満に解決され、非行を犯した少年が立ち直るのかを第一に考えて、それぞれの問題に応じた対応をはかっています。

このような特徴を持つ家裁に配置されているのが家裁調査官。さあ、では、家裁調査官とはどんなことを行う人たちなのでしょうか。少年法8条から見ていきましょう。

< 調査官は調査をする >

少年事件が家裁に送られると、大人の場合のようにすぐに裁判（審判）が開始されるわけではなく、まず調査が行われます。それを定めたのが少年法第8条です。この条文を読んでみると、調査するのは家庭裁判所＝家裁裁判官となっていて、調査権限は裁判所にありますが、実質的に調査するのは家裁調査官ⁱⁱⁱです。

家裁が行う調査には、非行事実があるのかないのかなどを調べる法的調査と、要保護性の判断のための資料収集などを行う社会調査とがあります。法的調査は裁判官が記録をよく読んで行います。^{iv} この法的調査の結果、裁判所の管轄が違つとか、少年の年齢が14歳未満だったり20歳以上だったりなど審判条件を欠いている場合には、裁判官は審判不開始決定を行います。^v（少年法19条1項、19条を見るともう一度確認しましょう。）審判条件があり、

少年法第9条（調査の方針）

前条の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係者の行状、経歴、資質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。

8条の事件の調査は、少年や保護者、その他事件に関係する人たちの日頃の行いや、経歴、素質、環境などについて、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識を使って、また、少年鑑別所の鑑別結果などを使い、しっかり調査するようしなければならない。

< 調査官の社会調査^{vii} >

家庭裁判所の調査官は、心理学、教育学、社会学などの専門知識と法律知識を生かして調査を行います。通常は一つの事件を一人の調査官が調査しますが、重大な事件などでは、複数の調査官がついて共同調査を行う場合もあります。

調査をする内容は、非行の動機、少年の性格、行動傾向、交友関係、生活史、家庭環境、学校・職業関係など多岐にわたります。この調査を通して、少年や少年を取り巻く環境の問題点を探り出し、なぜ少年が非行を行ったのかを明らかにして、少年が再び非行を行わないようにするにはどうすればいいかが検討されるのです。

社会調査は、主に調査官が行いますが、9条にあるとおり、少年の心身の状況と行動観察などは少年鑑別所に調査を依頼します。鑑別については、なるべく少年鑑別所を利用しなくてはならないことになっています。^{ix}

少年鑑別所は、前回見てきましたように観護措置の決定によって送られた少年を調査する役目もありますが、今回のように、家裁の行う調査の一環として、少年の資質を鑑別する

非行事実の存在がありそうだと思えた場合に、裁判官は調査官に調査をお願いすることになります。また、非行がありそうで調査する必要があると判断した場合も同様に社会調査が行なわれます。^{vi vii}

さあ、いよいよ調査官の調査が始まります。調査官が行うのが社会調査です。この調査については次の9条に詳しく規定されていますが、裁判官の行う法的調査と調査官の行う社会調査は、今見てきたように審判が開かれる前に行われます。これを調査前置主義と読んでいます。これによって、十分に調査した結果に基づいて、適正な審判を行うことができるのです。ただし、少年のプライバシーに立ち入ることが多い社会調査は、少年の人権侵害のおそれがあることに注意しなければなりません。

役目も持つ施設です。^x

また、医学的な診断・調査は、家裁に置かれた医務室で行われています。

以上のような、調査官の社会調査、鑑別所の心身鑑別調査、そして医学的調査などのすべての調査が終了すると、調査官は調査結果をまとめて少年調査票をつくり、意見をつけて裁判官に提出します。裁判官は、ほかの資料と併せて検討し、審判を開始することになるのです。^{xi} そして審判では、この調査官による調査結果を踏まえて要保護性についての審理が行われていきます。

なお、調査官の行う調査の一つとして、試験観察制度（25条）があります。これも少年法に特有の制度ですが、こちらの制度についてはもうちょっと後で見ることにしましょう。

< 「要保護性」がキーワード >

このように家庭裁判所の調査官は、少年事件の場合、少年の性格・環境についての調査をするのが主な仕事です。この調査によって、少年にとってより適切な処遇を選択すること

ができますので、とても大切な制度だということができるでしょう。

しかし、ここで、非行の事実があるかも確かではないうちに、少年のことを根掘り葉掘り調べるのはおかしいのでは？という疑問が出てくるかもしれませんね。大人の場合には、無罪が推定されるというのが前提なのに、少年の場合には、審判を開いて非行の事実が認定されないうちに非行の事実を前提に調査するのは行き過ぎではないのかと。でもここには、大人とは違う、少年法の目的が大きく関わってくるわけです。少年保護手続き全体を貫く「要保護性」がその目的です。

ではその要保護性ですが・・・、おっともうページ数が残りわずかになってしまいました。ここは大切なところで、すので次回詳しくお話ししますね。予習として、少年法 1 条をご覧ください。

< 調査官になるには・・・ >

今日ご紹介した調査官の仕事を知って、ワカルくんのように調査官になりたい、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。少年が立ち直るために援助をする調査官は、大変ですがとてもやりがいがあるでしょう。それに、現在は家庭裁判所で扱う事件が複雑化、多様化してきているので、専門知識と人間性を兼ね備えた調査官の役割がますます期待されています。

それでは最後に、調査官に興味を持った方、調査官になりたいと思った方のために、調査官になる方法をご紹介します。

調査官になるには、まず、裁判所職員採用試験のうち、家庭裁判所調査官補採用 I 種試験に合格し、採用されなければなりません。「補」とあるように、採用されればすぐに調査官になれるわけではなく、採用後は各家裁に配属されて、裁判所職員総合研修所で約 2 年間の専門的な養成研修を受けて、やっと正式に家庭裁判所調査官としての資格が与えられます。

受験資格は、満 21 歳以上 30 未満。採用試験は、第一次試験と二次試験からなっており、第一次試験は、教養試験（択一式 40 題、制限時間 2 時間 30 分）と専門試験（記述式 6 題、2 時間 30 分）二次試験は、教養試験（論文式 1 題、1 時間）と専門試験（論文式 2 題、2 時間）そして口述試験になっています。一次試験専門試験の科目は、心理学、社会学、社会福祉学、教育学のいずれか。もしくは、このうち 1 科目プラス法律学となっています。二次試験専門試験の科目は、臨床心理学、発達心理学、児童福祉論などの 13 科目。

毎年約 50 名の採用予定人数に、1600 名以上の申込者がい

て、倍率は約 30 倍。

初任給は公務員の国家 I 種と同じく 20 万円ちょっとですが、調査官に任官すると、月額約 12% アップ。

昇進については、他の裁判所職員と同じように成績主義が徹底されており、調査官補 調査官 主任調査官 次席調査官 首席調査官と出世していきます。・・・と最高裁判所ホームページには書かれています。でも調査官の成績って何で決まるのでしょうか。機会があったとき、調査官の方にお聞きしたいと思います。

家裁調査官補試験は、申込みが 4 月、最終合格発表が 7 月という短期決戦。詳しくは最高裁判所ホームページをご覧ください。

さあ、これであなたも家裁調査官！？

「わかことワカルの少年法」担当
(監修：石井 小夜子、津田 玄児)

-
- i これを書くにあたり、おもに、田宮裕、廣瀬健二編『注釈少年法 改訂版』（有斐閣、2001）伊藤芳朗、新保信長著『少年法（やわらかめ）』（アスペクト、2001）服部朗、佐々木光明編著『ハンドブック少年法』（明石書店、2000）菊田幸一著『少年法概説 第 3 版』（有斐閣、2000）子どもと法・21 編『もう一度考えよう「改正」少年法』（現代人文社、2001）村山裕ほか編著『少年事件の法律相談』（学陽書房、2003）法学書院編集部編『家裁調査官の仕事がわかる本』（法学書院、2003）最高裁判所 HP (<http://www.courts.go.jp/>) を参考にした。
 - ii 家裁ができたころ、多くの家裁に掲げられていたモットー。国親思想的で批判もある。最近では見かけなくなってきており、「家庭に愛を、少年に希望を」と言われることもある。
 - iii 現行少年法ができたばかりのときは、その前からあった少年保護司という名前だったが、昭和 25 年 5 月に少年調査官と名前が変更になり、昭和 29 年 6 月には家事調査官（昭和 29 年 4 月設置）と統合されて、現在の家裁調査官になった。（裁判所法 61 条の 2）
 - iv 実務上は、裁判所書記官が補佐しており、書記官が事件記録を読み、その結果を裁判官に報告するという運用がされています。
 - v 少年が非行行為を行ったと全く思えなかった場合にも審判不開始決定をする。これについては事件の一部については場合もあるし、そうでなくても審判を開いて不処分決定をすることもある。処分は不開始 or 不処分。対象は一部のこともあり、非行のない事件についてはという限定が必要である。
 - vi 法的調査については、少年は暗示にかかりやすく、表現力も十分でなく、また強制になれていないため、間違った自白をして非行がないのに送致されてくる場合も珍しくないし、しかもほとんどの事件には付添人がつかない状況で行なわれるため、この法的調査は大変慎重に行なわれる必要がある。
 - vii 法的調査が社会調査にいつも先立つとは限らないし、調査の過程で調査官が非行を犯したとは思えないという報告をしたり、付添人が問題にしたりして、法的調査に戻る場合もある。
 - viii 北京ルールズ 16 で「権限ある機関による賢明な審判が促進されるよう、少年が生活している背景および状況ならびに犯罪が行なわれた状況が適正に調査されなければならない」とされ、少年手続きにとって必要不可欠なものとされており、日本においては家裁調査官、少年鑑別所による科学的な調査が確立されている。
 - ix 少年院法 16 条、少年審判規則 11 条 3 項、少年鑑別所処遇規則 17 条
 - x 少年鑑別所は、家裁本庁の所在地に 1 つずつ置かれており、心身鑑別に携わる法務技官、鑑護に携わる法務技官、そして事務にあたる法務事務官が配置された、法務大臣所管の官庁である。少年院法 17 条。
 - xi 少年審判規則 13 条。なお、審判不開始決定もされる場合もある。これについては審判の説明にて行なう。